関西自然保護機構会報 18(1)：1－2，1996

巻頭言

日本の環境行政とＮＧＯの役割

京都大学理学部　村　上　興　正

最近，NGO（非政府機関）という言葉がやっと市民権を得た感がある。しかし，NGOというのはきわめて多様で，組織・目的も様々な団体が含まれている。CITES（ワシントン条約）締約国会議やラムサール条約の締約国会議など，国際条約の締約国会議はNGOが参加でき発言なども可能となっている。これらの会議に出席すると，各国のNGOの活動が活発で，政府代表者とNGOの関係も極めて良く，NGO関係者が政府代表に加わっている場合もある。これら諸外国と日本のNGOの活動を比較すると，日本がかなり後進国であるという実感をもつとともに，日本のNGOの陰が薄い感じが強い。これは単に私だけの印象ではなく，出席者の大半が感じることのようである。この原因は何であろうか？日本のNGOの能力が低いのか，あるいは日本政府の環境問題への取り組みの姿勢が問題なのだろうか。日本は環境に対する投資をさぼり，ひたすら利潤を目的として動いてきたことは事実である。このため水俣病，四日市公害など悲惨な公害を世界でいち早く経験している。日本の公害防止の技術が世界的に進んでいるのは，市民の犠牲の上に成立しているものなのである。自然環境についても同様で，田や畑などの農耕地をつぶし市街化し，山を削り，海を埋め立て，川にはダムを作り，直線化して，強固な堤防を作るなど自然を破壊することが，豊かな生活のためには当然のこととして行われてきた。このために本来豊かな自然であったはずの日本の自然の現状は危機的状況にある。公害の場合には被害者は人であるから，直接被害を訴えることができた。しかし，被害が自然環境の場合には，これら自然のことを判る一握りの人が訴えるだけである。この多くのケースで人の生活ば大事か生物が大事かという2者択一の論理で，人の方が生物より大切だからという論理で生物が切り捨てられるのが通例であった。この点ではアマミのクロウサギなどを原告として，奄美大島のゴルフ場建設の差し止め請求の裁判―いわゆる自然権訴訟の裁判は，アマミのクロウサギなどの生物は人より昔からそこに居住していたのであるから，いわば対等あるいはそれ以上の生活権を持っているとしている点では画期的である。

環境庁は1994年12月に環境基本計画，1995年10月に生物多様性国家戦略を策定した。どちらも今後の日本の環境行政を考える上で重要な問題である。これらの策定に際して，期限を切って国民の意見を聞くいわゆるヒアリングを実施した。とくに後者については８月１日に原案を発表，意見聴取期間を25日までとして実施した。この原案に対する意見書は230強もあり，このほとんどすべてがこの原案が不十分なもので，強く修正を求めるものであった。私も関係する３団体に関係して意見提出を行ったが，原案は基本的に先に述べたような自然環境に対する危機感が欠如し，現在の環境に係わる施策をそのまま多様性条約の項目に従って並べ替えただけのもので，現状の認識も反省もないものである。生物多様性条約関係省庁会議は9月19日に修正方針説明会を開催したが，内容は原案の説明に終始し，11月に開催されるジャカルタでの生物多様性条約締約国会議に日本から提出するという当初予定を変更し

ないことを言明。これに対して出席者は，NGOの意見を無視した形で形成されたものを提出することに反対することで一致。しかし，政府は10月に３回強引なヒアリングを行うことで意見を聞いたという形式を整えて，ジャカルタ会議で報告した。生物多様性の保全問題は，今後の最重要課題で，世界的に取り組まれる問題である。国民生活と関連が深く，何かを実行するにしても，国民の協力が必要な分野で，NGOの意見を形式上は踏まえ実質上は切り捨てた形で出発したのは残念であった。この経過を見ても判るように日本政府の姿勢は，環境問題に積極的に取り組むというのではなく，先進国としてやらなければ批判を受けるので，何とかこなしているというに留まっている。環境庁の仕事は本来なら環境省にするぐらいあるのだが，現在の環境庁ではそれだけの資金も人材もなく，アイデアもないというのが現状である。せめてアイデア位は他の省庁に負けないで欲しいのだが，専門官が少なくポストが他の省庁からの出向が多い状態ではどうしようもないと悲観的にならざるを得ない。それならNGOとしては何が出来るかというと環境庁を含め日本の行政が勝手なことをしないように監視し，環境行政をリードするような提言を行うような団体になる。このためにはせめて議員を国会に送れるぐらいに，人を増やし予算を作り，先進的な研究を行うことが必要であろう。KONCは現段階ではレッドデータブックの希少種のような存在だが，これが普通種になるためには何をなすべきか真剣に考える時期に来ていると思う次第である。